

公益社団法人筑西市シルバー人材センター 夫婦会員会費免除規程

(制定：令和6年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会費規程第2条に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 夫婦会員とは、定款第5条第1項第1号に定める正会員のうち、同一世帯で配偶者の関係にある者とする。

(会費の免除)

第3条 センターは、申請のあった夫婦会員いずれか一方の会費を免除することができる。

(手続き)

第4条 会費免除を希望する会員は、夫婦会員会費免除申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、センターに提出するものとする。

2 センターは、申請後に夫婦会員の定義から逸脱した会員に対して、免除した事業年度の会費については追加請求を行わないものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公益社団法人筑西市シルバー人材センター 様

夫婦会員会費免除申請書

夫婦会員会費免除規程第2条の規定に該当するため、同規程第4条第1項の規定に基づき会費の免除を申請します。

■夫婦会員1

会員番号	(←新規入会者は記入不要)
住 所	
氏 名	

■夫婦会員2

会員番号	(←新規入会者は記入不要)
住 所	同 上
氏 名	